

# 日本 AEM 学会著作賞規程

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会著作賞（以下「本賞」という）を設ける。  
第2条 本賞は、その内容が日本AEM学会の関連する分野を啓発する基礎教育、および斬新な研究分野に関する著作の著者に対し、その精進と努力に報い、かつ将来の更なる発展を期待して贈賞する。  
第3条 受賞候補者は日本 AEM 学会会員である者とする。  
第4条 本賞は、同一年度に同一著作に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。  
第5条 贈賞は、原則として毎年 2 件以内とする。  
第6条 贈賞に値する著作がないときは、その年度に贈賞しない。  
第7条 同一人が再受賞することは、差し支えないものとする。

## 第 2 章 審査委員会

- 第8条 本会に、日本 AEM 学会論文賞および日本 AEM 学会著作賞ならびに日本 AEM 学会技術賞、日本 AEM 学会奨励賞、日本 AEM 学会谷順二賞の審査を行う 5 賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。  
第9条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。  
第10条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。  
第11条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。  
第12条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の 3 分の 2 とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。  
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。  
第13条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会論文賞・日本 AEM 学会著作賞・日本 AEM 学会技術賞・日本 AEM 学会奨励賞・日本 AEM 学会谷順二賞 審査要領による。  
第14条 審査委員会委員長は、毎年 9 月または 10 月の理事会に審査結果を報告する。

## 第 3 章 受賞者の決定

- 第15条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

## 第 4 章 表 彰

- 第16条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。  
第17条 賞は、賞状とする。  
第18条 連名の場合の賞状は、日本 AEM 学会会員である連名者全員に贈る。

2013 年 12 月 2 日 理事会承認

以上